

「神奈川県薬局等許可審査基準及び指導基準の一部改正（案）」
に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

○ 意見募集期間

平成 30 年 2 月 22 日（木曜日）から平成 30 年 3 月 23 日（金曜日）

○ 意見募集結果

意見提出件数 1 件

意見内容の概要

区分	件数
審査基準等全体に関すること	0
薬局の業務体制に関すること	1
その他	0
合計	1

意見の反映区分

区分	件数
審査基準等に反映させたもの	0
意見の趣旨がすでに審査基準等に盛り込まれているもの	0
今後の取組みの参考とするもの	0
審査基準等に反映できないもの	1
その他（感想・質問等）	0
合計	1

平成 30 年 3 月

神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課

「神奈川県薬局等許可審査基準及び指導基準の一部改正（案）」に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

意見内容区分

（A：審査基準等全体に関すること、B：薬局の業務体制に関すること、C：その他）

意見反映区分

（A：審査基準等に反映させたもの、B：意見の趣旨がすでに審査基準等に盛り込まれているもの、C：今後の取組みの参考とするもの、D：審査基準等に反映できないもの、E：その他（感想・質問等））

整理番号	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
1	B	<p><意見></p> <p>業務体制要件の指導要件2に「薬剤師不在時間は、緊急時の在宅対応や急遽日程の決まった退院時カンファレンスへの参加等、やむを得ず、かつ、一時的に当該薬局において薬剤師が不在となる時間が該当するものであり、学校薬剤師の業務やあらかじめ予定されている定期的な業務によって恒常的に薬剤師が不在となる時間は認められないこと。」とある。この中の「学校薬剤師の業務や」という一文を削除すべきと考える。</p> <p><背景></p> <p>診療報酬の中でも学校薬剤師は地域活動として認</p>	D	<p>当該指導基準の内容は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行等について」（平成29年9月26日付け薬生発0926第10号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）に基づいて作成しております。</p> <p>ご意見については、同通知において薬剤師不在時間として認められない例に「学校薬剤師業務」が明記されているため、反映できません。</p>

	<p>められており、国民の公衆衛生向上という薬剤師の職能として極めて重要である。一方で、実態として学級閉鎖や学校行事による検査予定の変更や、市内県内で数少ない機器を共有していることから検査日程も必ずしも前もって確定できるものではない。さらに検査だけでなく、頻度は少ないが、食中毒等の急な児童生徒の健康や衛生相談も学校薬剤師の職務である。こうした状況の中で改正案の体制省令第1条1に下記の追記がされている。</p> <p>「(5) 中略・・・薬剤師不在時間内に当該薬局において勤務している従事者と連絡が取れる体制を備えていること。</p> <p>(6) 薬剤師不在時間内に調剤を行う必要が生じた場合には近隣の薬局を紹介すること又は調剤に従事する薬剤師が速やかに当該薬局に戻る事その他必要な措置を講じる体制を備えている事。」</p> <p>さらに審査基準(5)には下記の追記がされている。</p> <p>「3 薬剤師不在時間内に当該薬局に勤務している従事者と常に電話で連絡がとることができ、必要に応じて、当該薬局にもどることができる体制で勤務していること。」</p> <p>このことは、学校薬剤師活動であっても、十分対応</p>		
--	--	--	--

	<p>可能なはずである。このまま指導基準が徹底されると、地域密着型の一人薬剤師や準一人薬剤師の薬局の薬剤師が学校薬剤師を退任することに繋がる恐れがある。そうすると県立校だけでなく、県内の公立学校、私立学校、さらには幼稚園、こども園において学校薬剤師が不在となる可能性が高くなる。本来、薬局には薬剤師が常駐することを徹底することは、地域住民のプラスにはなるが、学校薬剤師は不可となることは地域住民にとって決してプラスにはならない。</p> <p>なお、過去に神奈川県は、学校薬剤師の検査業務について入札を行い検査会社に外部委託を行ったが、検査の質が担保できずに僅か1年で学校薬剤師が行う現在の方法に戻していることも付記させていただく。</p>		
--	--	--	--